

高浜発電所に係る府・関係市町連絡会議

日時：平成29年9月26日（火）
午前11時～
場所：〒610-0831京都堀川「加茂の間」

1 開 会

2 議 事

(1) 挨拶（山内副知事）

(2) 高浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定について

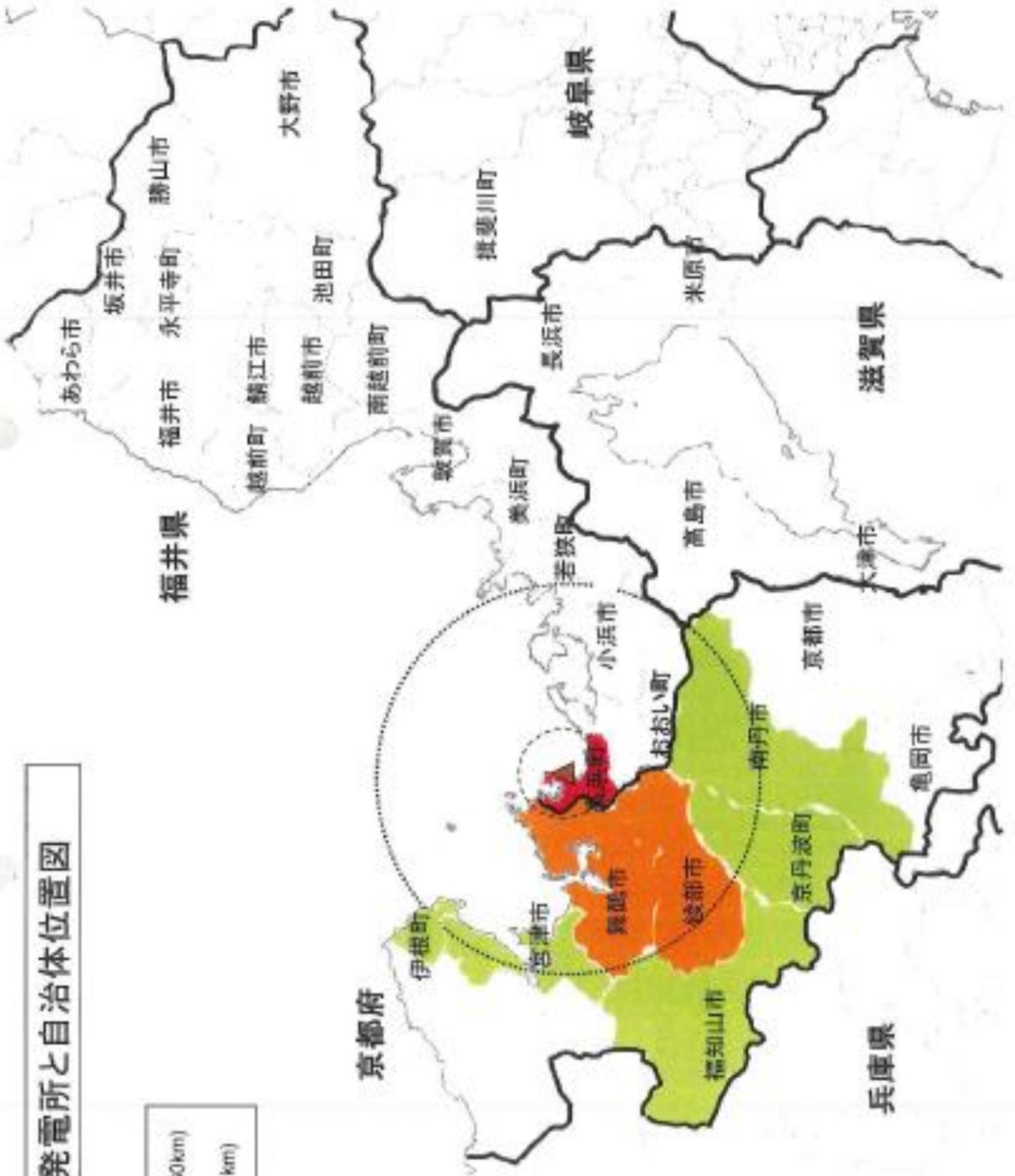
高浜発電所に係る府・関係市町連絡会議 出席者名簿

職 名	氏 名
京都府副知事	山内 修一
南丹市長	佐々木 稔納
伊根町長	吉本 秀樹
福知山市副市長	伊東 尚規
宮津市副市長	上田 清和
京丹波町副町長	畠中 源一
舞鶴市危機管理室長	森川 芳博
綾部市総務部長	白波瀬 清孝
関西電力株式会社 京都支社長	井上 正英
関西電力株式会社 原子力事業本部副事業本部長	大塚 茂樹

(敬称略)

高浜発電所と自治体位置図

----- LPZ (30km)
- - - - - PAZ (5km)



高浜発電所に係る原子力安全協定等（現行）

高浜発電所に係る京都府及びUPZ内市町と関西電力との安全確保等に関する協定等の締結状況は、以下のとおりです。

（京都府） 京都府と関西電力との安全協定（H27. 2. 27）

（隣接市） 舞鶴市： 舞鶴市と関西電力との安全協定（H4. 1. 29）
舞鶴市域の安全確保等に関する覚書（H27. 2. 27）

綾部市： 綾部市と関西電力との安全協定（H3. 12. 25）
綾部市域の安全確保等に関する確認書（H27. 2. 27）

1 安全確保等に関する協定等（現行）

	安全確保等に関する協定			協定未締結
	京 都 府	舞鶴市	綾部市	福知山・宮津市・南丹市・京丹波町伊根町
計画・重要変更の 事前説明等	・増設計画や原子炉施設の重要な変更の事前説明	協定(同左)	協定(同左)	地域協議会
	・上記に係る意見を述べること			
	・関西電力の措置状況回答	覚書	地域協議会	
輸送計画の事前連絡	・新燃料や使用済燃料等が府域を通過する際の事前連絡	協定(同左)	協定(同左)	地域協議会
平時の連絡	・定期的に連絡	協定(同左)	協定(同左)	地域協議会
異常時の連絡	・異常時は、直ちに連絡 ・安全確保の特別措置要望と関西電力の適切対処	協定(同左)	協定(同左)	地域協議会
現地確認	・現地確認	覚書	確認書	地域協議会
	・上記に係る意見を述べること		地域協議会	
	・関西電力は措置状況回答			
運転再開の事前説明	・運転再開の事前に説明	覚書	地域協議会	地域協議会
	・安全確保対策についての意見を述べること			
	・関西電力の措置状況回答			
原子力防災対策	・防災対策の充実強化 ・連絡体制の整備、教育訓練 ・防災対策に協力	覚書	確認書	—

2 高浜発電所に係る安全確保等に関する確認書

(京都府 と 福知山市・舞鶴市・綾部市・宮津市・南丹市・京丹波町・伊根町との確認書)

(現行)

項目	主な内容
情報提供 (第1条)	・府は、異常時の通報連絡のほか、関西電力から説明、連絡、回答を受けた情報をUPZ7市町に提供
地域協議会 (第2条)	・府及びUPZ7市町は、原子力防災対策について情報交換及び連携を図るため地域協議会を設置 ・必要と認める場合には、関西電力に対し地域協議会において説明するよう要請

(参考) 大飯発電所に係る安全確保等に関する確認書 (抄) H29.8.17 締結

(地域協議会)

第2条 甲および乙は、原子力災害に係る防災対策について、情報交換と連携を図るため、「大飯発電所に係る地域協議会」(以下「地域協議会」という。)を設置する。

2 前条の場合において、甲が必要と認める時は、関西電力株式会社に対し、地域協議会において原因、内容および措置状況等について説明するよう要請するものとする。

3 前項に定めるもののほか、関西電力株式会社が行う安全確保対策について、甲が必要と認める時は、関西電力株式会社に対し、地域協議会において説明するよう要請するものとする。

追加 { 4 前2項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関して定めがない事項について疑義が生じた場合は、甲および乙が誠意をもって協議し、決定するものとし、関西電力株式会社に対し、対応を要請するものとする。

5 乙以外の京都府内の市町村から要請があった場合には、甲、乙協議の上、地域協議会の会議等への出席を認めるものとする。

6 地域協議会の事務は甲が掌る。

高浜発電所に係る
安全確保等に関する確認書（案）

京福
舞綾
宮南
京伊

知
丹

都
鶴部
津丹
根

山
波

府市市市市市市町町

高浜発電所に係る安全確保等に関する確認書（案）

京都府（以下「甲」という。）および京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）において高浜発電所に係る緊急時防護措置を準備する区域の対象地域を含む市町（以下「乙」という。）は、関西電力株式会社の高浜発電所の事故災害等に備え、京都府内の安全を確保するため、必要な情報の提供および地域協議会の設置について、次のとおり確認書を締結する。

（情報提供）

第1条 甲は、関西電力株式会社と締結した「高浜発電所に係る京都府域の安全確保等に関する協定書」（以下「協定書」という。）第5条に基づいて異常時の連絡を受けた場合は、その内容を直ちに乙に連絡する。

2 甲は、関西電力株式会社に対し、甲に異常時の連絡を行う場合は、同様の内容を乙にも連絡するよう要請するものとする。

3 甲は、第1項に定めるもののほか、協定書に基づき関西電力株式会社から説明、連絡または回答を受けた事項について、乙に情報を提供する。

（地域協議会）

第2条 甲および乙は、原子力災害に係る防災対策について、情報交換と連携を図るため、「高浜発電所に係る地域協議会」（以下「地域協議会」という。）を設置する。

2 前条第1項の場合において、甲が必要と認める時は、関西電力株式会社に対し、地域協議会において原因、内容等について説明するよう要請するものとする。

3 関西電力株式会社が行う安全確保対策について、甲が必要と認める時は、関西電力株式会社に対し、地域協議会において説明するよう要請するものとする。

4 前2項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関して定めがない事項について疑義が生じた場合は、甲および乙が誠意をもって協議し、決定するものとし、関西電力株式会社に対し、対応を要請するものとする。

5 乙以外の京都府内の市町村から要請があった場合には、甲、乙協議の上、地域協議会の会議等への出席を認めるものとする。

6 地域協議会の事務は甲が掌る。

（その他）

第3条 本確認書に定める事項について改定すべき事由が生じたときは、甲および乙が誠意をもって協議するものとする。

2 本確認書に定めがない事項または本確認書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲および乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この確認の証として、本書8通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成29年9月 日

甲 京都府知事 山 田 啓 二

乙 福知山市長 大 橋 一 夫

舞 鶴 市 長 多々見 良 三

綾 部 市 長 山 崎 善 也

宮 津 市 長 井 上 正 嗣

南 丹 市 長 佐々木 稔 納

京丹波町長 寺 尾 豊 爾

伊 根 町 長 吉 本 秀 樹

高浜発電所に係る原子力安全協定等

関西電力株式会社

高浜発電所に係る京都府及びU P Z内市町と関西電力との安全確保等に関する協定に加え、通報連絡協定等の検討（案）は、以下のとおりです。

通報連絡協定等（案）

	安全確保等に関する協定（既締結）			安全確保に関する 通報連絡等協定	未締結
	隣接府県	隣接市	隣接市	隣々接市町	隣々々接町
	京 都 府	舞鶴市	綾部市	福知山 宮津市 南丹市 京丹波町	伊根町
計画・重要変更 の事前説明等	・増設計画や原子炉施設の重要な変更の事前説明	協定 (同左)	協定 (同左)	協議会	協議会
	・上記に係る意見を述べること				
	・関西電力の措置状況回答	覚書	協議会		
輸送計画の事前 連絡	・新燃料や使用済燃料等が府域を通過する際の事前連絡	協定 (同左)	協定 (同左)	協議会	協議会
平時連絡	・定期的に連絡	協定(同左)	協定(同左)	協 定	協議会
異常時 連絡	・異常時は、直ちに連絡	協定 (同左)	協定 (同左)	協 定	協議会
	・安全確保の特別措置要望 関西電力の適切対処			協議会	
現地確認	・現地確認	覚書	確認書	協議会	協議会
	・上記に係る意見を述べること		協議会		
	・関西電力は措置状況回答				
運 転 再 開 事前説明	・運転再開の事前に説明	覚書	協議会	協議会	協議会
	・安全確保対策についての意見を述べること				
	・関西電力の措置状況回答				
原子力 防災対策	・防災対策の充実強化 ・連絡体制の整備、教育訓練 ・防災対策に協力	覚書	確認書	協 定	—